

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 25

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年9月1日

## 親子でリフレッシュ

子どもはお母さんの笑顔が大好きです。もし、お母さんがストレスを感じているとしたら、それはお子さんにもきっと伝わっていて、お子さんの表情も暗くなってきます。お母さんのイライラがお子さんにうつってしまう前に、親子でリフレッシュしましょう。

いろいろな方法がありますけれども、まずお母さんが楽しめるものを選ぶのがポイントです。お母さんが笑顔になれば、お子さんもスッキリ、安心してのびのび過ごせます。

## 「わるい子の日」

我が家でしていた、親子でできるリフレッシュ方法「わるい子の日」をご紹介します。疲れがたまってきたとき、なんだかモヤモヤしているときに、「今日はわるい子の日！」と宣言して、「いい母・いい子」をそのときはやめてしまうのです。

母（私）が率先して、のんびりダラダラ。寝っ転がってお菓子を食べて、テレビは見放題、ゲームはやり放題。お行儀なんて気にしません。もちろん片付けもしません（後片づけはいい母に戻ってから考えます）。

「いつも、ちゃんとしなければいけない」プレッシャーから解放され、日々の生活の緊張をほぐすことができます。特別感を出すために、あまり頻繁にはやらないようにしましょう。日にちを決めておいて、準備をしておくのもいいですね。

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

セミナー講師役や、イベントなどでの無料相談スペース設置の依頼が増えています。お声がけいただけるのがとてもありがたいがたく、精一杯、セミナー・イベントのお手伝いをしています。

どこかで「佐々木あづさ」の名前を聞いたり、似顔絵そっくりの人物を見かけたりしたときに、私だと気づいてくださったらうれしいです。

福祉の行政書士としてますますがんばってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 「ぴりーぶ」様イベントのご案内

「ぴりーぶ」様は、障害のある人もない人も楽しめるイベントを企画したり、やってみたい人のサポートをしたりしているグループです。障害のあるお子さんを育てているお母さんたちが集まって、ランチカフェやワークショップを開催しています。

定期イベントの「ぎやらりーかふえ ぴりーぶ」で「なんでも話そう会」が行われます。成年後見人制度についてや、日ごろの困ったこと、不安なことを皆さんとお話する内容で、私もお協力することになりました。

成年後見人制度のプチセミナーと、お茶とケーキをいただきながらの交流会です。どなたでも気軽に参加できますので、ご希望の方はFacebook（フェイスブック）をご覧になるか、下記にお問い合わせください。

### [イベント]

- ・日時：平成 29 年 9 月 24 日（日）13:00～
- ・場所：まる空間（千葉市中央区富士見 2-12-4）
- ・参加費：1 人 1000 円 ケーキセット付

### [Facebook アドレス]

<https://ja-jp.facebook.com/pelieve/>

### [お問い合わせ先]

Facebook 内に記載されています。

ご覧になれない方は、佐々木にご連絡ください。窓口の方の連絡先をお知らせします。

## ユキマサくん 情報 ②

行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。

ユキマサくんは、行政書士制度の宣伝部長として「ゆるキャラ®グランプリ 2017」にエントリーし、現在、善戦中です（東京都/No.119）。



### コスモスとユキマサくん

2016年はエントリー数 1414 のうち、総合ランキング 30 位でした。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 26

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年10月1日

## 行政の障害福祉サービスを調べるには

県や市区町村などの行政が行っている公的な障害福祉サービスを知るには、その地域で発行している手引きやガイドブックを手に入れるのが一番です。

ペーパーNo.2でもお伝えしましたが、福祉サービスは年々変わりますから、できればガイドブックも最新版をいつも手元に置いておくことをおすすめしています。

## 障害福祉のガイドブック

千葉県内の障害福祉サービスは、千葉市と千葉市以外の市町村とで大きく分かれています。千葉市以外の市町村は千葉県が取りまとめているですが、独自のサービスをしている市町村もあります。必ず、お住まいの地域の障害福祉のガイドブックを手に入れるようにしましょう。

ガイドブックは地域によって名称が違うため、窓口で質問するときは、「障害福祉サービスについてまとめてあるガイドブック（手引き・案内・冊子）をください」と伝えてください。

- 千葉市「障害者福祉のあんない」
- 千葉県「ちば健康福祉ブック」（福祉の総合ガイド）

千葉市では1年ごとに、ほかの地域でも定期的に新しくなります。

[ 裏面に続きます ]

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

千葉市の「障害者福祉のあんない」は、平成29年版が9月から配布されています。各区の高齢障害支援課でもらえます。

千葉市のサイトでも全ページがPDFファイルで公開されていて、閲覧・検索・印刷が可能です。

（「千葉市 障害 あんない」で検索してください）

ご自身で取りに行くのが難しい方、インターネットが使えない方、どんな支援が受けられるかを知りたい方など、どうぞ気軽にご連絡ください。



### 受けられるサービスの探し方

ガイドブックには「障害程度別該当事業一覧」といった名称で、障害手帳の種類や等級からどんな制度の支援が受けられるか、サービスが使えるかがわかる一覧表が載っています。

障害手帳を持っているお子さんの年齢、ご家族の所得（収入）などの細かな条件によって受けられるかどうかが変わるものもあります。また、対象外となっている制度でも、事情によっては受けられるようになることもあります。

### 気になるサービスを見つけたら

ガイドブックに書かれている案内を読み、それから担当窓口で詳しい説明を聞いて、申請をするようにしましょう。

もし条件があわなくて申請できなくても、どのような条件になったら申請ができるかを聞いておくと、後で役に立つかもしれません。制度の見直しなどで対象の枠が広がり、申請できるようになることもありますから、あきらめずに情報を定期的にチェックしましょう。

お子さんの状況やご家庭の事情を文章でまとめた「申立書」を付けて申請をしたい方、役所で話をするときに付き添ってほしい方、書類集めや申請を代わりにやってほしいという方も、どうぞ気軽にご相談ください。

### ユキマサくん 情報 ③

行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。

ユキマサくんは、飼い主のまもる先生（行政書士）にあこがれていて、猫界の行政書士になることを目標にしています。



カボチャとユキマサくん

今日も猫界のお困りごとを解決しているユキマサくんです。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 27

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年11月1日

## 「教育相談」のすすめ

「特別支援級の担任の先生とうまく連携が取れなくて悩んでいる」といったお困りごとにおすすめしたい相談先は、千葉県立袖ヶ浦特別支援学校が行っている「教育相談」です。

同校の「教育相談」は地域支援の一環として行われているため、保護者だけでなく、学校や担任の先生からの相談も受け付けています。また、問題解決に向けて、連絡調整といった具体的な働きかけを願うことができます。

### [教育相談の日]

- ①日時：毎週火曜日 10:00～12:00  
場所：千葉リハビリテーションセンター内  
第10診察室 ※予約なし可
- ②日時：週1回（火曜日以外）10:00～12:00  
場所：千葉県こども病院 こども家族支援室

### [連絡先]

千葉県立袖ヶ浦特別支援学校 地域支援係  
電話番号：043-291-6922

相談は無料で、プライバシーは厳守されます。同校への就学をすすめるものではなく、特別支援教育について幅広く対応します。電話での相談も可能です。

### 例えば、こんなお困りごとで…

- ・担任の先生、学校・保育園・幼稚園などに、子どもの特性をどうやって伝えたらいいかわからない。
- ・学習面での工夫を教えてください。

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

障害があるお子さんが地域の小中学校の特別支援級に通っている場合、特別支援学校に通うときに比べて、さまざまな情報がお母さんに入りにくい傾向があります。

障害のあるお子さんを育てているお母さん同士知り合える機会が少なかったり、学校にも障害福祉関連のお知らせが届いていなかったり。

情報をたくさん集めるためには、多くのつながりが必要です。つながり先が見つからない方は、どうぞご連絡ください。



## イベント「福祉の広場」のご案内

千葉県肢体不自由児協会が主催する障害福祉のイベント「第4回 福祉の広場」をご案内します。

日時：平成29年11月26日（日）  
午前11時30分～午後3時30分まで

場所：千葉県社会福祉センター  
1階ロビー・3階・4階会議室  
[住所：千葉市中央区千葉港4-3]  
※駐車場の時間予約ができます。希望される方は下記にお問い合わせください。  
※周辺の有料駐車場を利用される方は、駐車料金の補助（100円）があります。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県肢体不自由児協会  
電話：043-245-1732  
ホームページ：<http://www.chiba-sikyoku.com/>

イベントの内容は、**展示**（電動車いす・訓練用いす・歩行器類・食事用品・生活用品ほか）、**無料相談**（行政書士による障害福祉制度の相談・理学療法士による器具の取り扱い相談・協会の貸与制度の相談・車いす業者によるなんでも相談）、**バギー・車いすの中古販売、販売**（福祉作業所・ショップ）、**ゲームコーナー、休憩コーナー**（無料サービスあり）、**絵画作品展示**など。

私は無料相談コーナーにいます。手相占いも無料でしますので、どうぞ気軽にお声がけください。

ユキマサくん  
情報 ④

行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。

ユキマサくんと飼い主のまもる先生（行政書士）がお困りごとを解決していく様子を、絵日記風に紹介するサイトがあります。かわいいユキマサくんが盛りだくさんです。

「解決☆ユキマサくん」  
<http://yukimasakun.jp/>



秋のユキマサくん

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail：[azusa.g@zc.wakwak.com](mailto:azusa.g@zc.wakwak.com)  
HP：<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 28

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年12月1日

# ねこの手 どうぞ

## 学校への自力登校が難しいお子さんに

学校の周辺は、子どもたちの登校時の安全のために、スクールゾーンとして自動車の通行禁止時間が設けられていることが多いです。

それでも、お子さんを自動車に乗せて学校まで送らなくてはいけない事情があるときもあります。登校を嫌がっているため歩いて連れていくのは難しい、けがで歩くのが大変など。そうしたときは、あらかじめ警察署に「通行禁止道路通行許可」の申請（届け出）をして、許可証をもらっておくことをおすすめします。

許可証がない状態で勝手に通行禁止の道路を自動車に通ってしまうのは、道路交通法違反です。警察官に捕まると反則金と違反点数が課せられますので、気をつけましょう。

## 許可証をもらえるとき

「通行禁止道路通行許可証」が発行されるのは、「やむを得ない理由」があるときです。申請書にはその理由を書く欄があり、必要に応じて証拠となる書類の提出を求められますが、医師の診断書や学校の証明書まで求められることはあまりないです。

きちんと理由が説明でき、警察署で納得してもらえれば許可証はもらえます。「こんな理由では無理かな」とあきらめずに、まずは申請できるかどうか問い合わせてみましょう。

[裏面に続きます]

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

このペーパーは、過去発行分を欲しいと言ってくる方には喜んでお渡ししています。けれども、No.20を超えたあたりから、過去分全部をそろえるのが少しずつ大変になってきました。

内容をすべて整理して、いずれは書籍化したいというのが私の夢なのですが、その前にペーパーをそのままプリントしたまとめ冊子を作るか悩んでいます。

よい知恵をお持ちの方、アドバイスいただくと助かります。



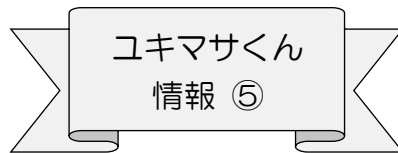
[表面から続きます]

申請の方法

- 申請先：通行禁止道路を管轄する警察署の交通課
  - 必要な書類 ※すべて複写して2枚提出します。
    - ・申請書（警察署窓口でもらうか、警察署のサイトからプリントします）
    - ・自動車検査証（車検証）の写し
    - ・運転者の運転免許証の写し
    - ・通行する場所の地図や見取り図
  - 許可の期間：申請の内容による必要最小限の期間（最长で1年、車庫があるとき3年）
  - 許可証をもらえるまでの期間  
千葉県の場合、7日以内の期間なら当日発行、8日以上の場合土日祝をのぞいた5日後発行。
  - 委任状を用意すれば、他の人が申請や許可証の受け取りをすることもできます。平日の日中に警察署に行くことができない人は、ご相談ください。
- ※この申請は、歩行困難者の「駐車禁止除外指定車標章交付申請（駐禁除外）」とは違うものです。

許可証をもらったら

通行禁止区間を通るときは許可証を携帯し、標章を車両の見やすい場所に掲示します。もちろん安全に十分配慮し、危険がないように通行します。



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。

「ゆるキャラ®グランプリ2017」の結果が出ました。ユキマサくんは、「企業・その他」部門で7位（476登録の内）になりました。



サンタクロースの  
ユキマサくん

皆様、応援ありがとうございました。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>





障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 29

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年1月1日

## 成年後見制度とは…

2000年から始まった「判断能力が不十分な成人(成年)」を守り支援していく、法律のしくみです。

判断能力というのは、世の中のルールをわかったうえで、自分のしたいことを決められる力のことです。判断能力があるかどうかの目安としては、例えば、ひとりでの買い物が難しいようであれば、不十分(十分でない)ということになります。

発達障害や精神障害、認知症などで自分のしたいことがうまく決められない人は成年後見制度を利用することができますけれども、身体障害だけで判断能力は十分にあるという人は対象になりません。

## 成年後見と未成年後見

わかりにくいといわれる「成年後見」ですが、対になっている「未成年後見」は、日常生活で当たり前に使われています。

法律の中では、子ども(未成年)は判断能力が不十分だとされていますので、子どもが生まれると親は自動的に「未成年後見人」になります。未成年後見人だから、親は子ども名義の銀行口座を開設したり、子どもの代わりに契約をしたりすることができるのです。

成人の場合は判断能力が十分にある人が多いため、不十分な人に後見人を設定して、ご本人を支えていこうというのが成年後見制度の目的になります。

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

このペーパーの記事は、これまではお子さんの障害がわかってから間もないお母さんに向けて、今、役に立つ内容を中心に選んできました。

けれど最近、将来の生活についてのお問い合わせが増えてきましたので、今後は「成年後見制度」や「親なきあと問題」なども取りあげていきたいと思います。

記事の内容について詳しく知りたい方は、気軽にご連絡ください。ご要望やリクエストもお待ちしております。



成年後見制度の利用を検討する前に

当たり前のことですが、障害の種類や程度、家庭環境などは人それぞれ違います。ですから、困りごとや不安の中身も人によって違いますし、どのように解決していくかも状況に応じて変わってきます。

また、「生きづらさを抱える人」を支える社会のしくみは、成年後見制度だけではありません。お子さん自身やご家族の問題を解決するためには、制度の内容をよく知ったうえで、場合によっては複数の制度を組み合わせて利用する必要があります。

成年後見制度を使えばすべての問題が解決できるわけではないことを、ぜひ知っておいてください。

【ご案内 ①】

次号以降も何回かにわけて、成年後見制度についてご紹介していく予定です。続けてお読みになりたいという方はご連絡ください。

【ご案内 ②】

個別に説明をしてほしいという方は、気軽にご連絡ください。当事務所には無料の相談枠がございます。

団体さんや少人数グループでセミナーをする際に講師を依頼したいという担当者の方も、ぜひご連絡ください。参加人数や時間に応じて内容を調整し、資料をご用意いたします。

ペーパーの  
コピーについて

「ねこの手どうぞ」をコピーして、活動グループなどでお配りいただくのは大歓迎です。ぜひどうぞ、お役立てください。

コピーは、ペーパーの表と裏を全面コピーするかたちでお願いします。両面コピーでも、片面コピー2枚でもいいです。

けれど、全面コピー以外の場合は、ご連絡をお願いします。片面や部分的なコピーだと、意味がよく伝わらなくなったり、誰がいつ書いた記事なのかがわからなくなったりしてしまうからです。念のため、確認をさせてくださいませ。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 30

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年2月1日

# ねこの手 どうぞ

## 【ご案内】

No.29 より成年後見制度についてご紹介しています。以前のペーパーがほしい方、今後も継続してお読みになりたい方はご連絡ください。

## ふたつの成年後見制度（法定後見・任意後見制度）

成年後見制度には、家庭裁判所がかかわる「法定後見」と、契約の形で行う「任意後見制度」とがあります。すでに本人の判断能力が十分でないときは法定後見、判断能力があるうちに将来に備えるときは任意後見制度を利用します。

一般に「成年後見」という場合、法定後見を指すことが多いです。このペーパーでも、まずは法定後見についてご紹介していきます。



## 法定後見の種類

法定後見は、本人の判断能力がどの程度の状態かによって「後見」「保佐」「補助」に区分され、区分によって支援の内容や申請の方法が変わってきます。

常に判断ができない状態の「後見」は、一番手厚い支援が受けられます。中程度の判断能力の状態である「保佐」、重大な決定のときだけ支援があれば足りる「補助」は、必要に応じて支援内容が決まります。

【裏面につづく】

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

一口に「相談」といっても、中身は大きく分けて二種類あります。

問題に対して具体的な解決方法をアドバイスするコンサルティングと、不安を話してもらうことで気持ちの整理を助けるカウンセリングです。

実際の相談では、どちらの要素も混じっていることが多いのですが、より納得のいく答えを持ち帰っていただけるよう、心を尽くしています。

相談を希望される方は気軽にご連絡ください。



[表面から続きます]

成年後見人の主な仕事

法定後見の場合で、本人の判断能力が常に不十分で後見に区分されたときの、成年後見人の主な仕事は次の通りです。(※保佐・補助は必要に応じて)

- 財産管理
  - ・ 本人の代わりに収入を受け取り、支払いをして、預貯金などの財産全般を管理します。
  - ・ 本人の生活費を負担する、借金の保証人になるといったことは成年後見人の仕事ではありません。
- 身上監護
  - ・ 本人がよい環境で生活できるよう施設や事業所と契約をしたり、サービスを探したりします。
  - ・ 直接の身の回りの世話、手術の同意といったことは成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人は定期的に家庭裁判所に報告書を提出し、支援が十分に行われているかどうか、不正がないかどうかのチェックを受けます。

法定後見の利用を後悔しないために

成年後見人の仕事は限定的であり、親が障害のある子どもにしていることすべてを引き受けるものではありません(親や親族の立場ですることはできません)。イメージの食い違いから、こんなはずじゃなかったと後悔してしまわないよう、支援内容をよく理解してから法定後見を利用することが大切です。

障害福祉の  
行政書士 ①

私が「障害福祉の行政書士」をしているのは、私自身が障害のある子どもを育てていく中で、手続きの大変さを感じていたからです。

障害福祉関連の手続きは制度ごとに申請が必要な上、定期的に更新するものも多いです。

時間に余裕がないとき、日々のことだけで気持ち一杯のとき、代わりに手続きをしてくれる人がいれば助かるのと思うことがありました。

同じように困っている方の役に立ちたいというのが、私の願いです。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります(違反の罰則あり)。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 31

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年3月1日

# ねこの手 どうぞ

## 【ご案内】

No.29 より成年後見制度についてご紹介しています。以前のペーパーがほしい方、今後も継続してお読みになりたい方はご連絡ください。

## 法定後見を利用する手続き（申立て）

すでに本人の判断能力が十分でない場合に、成年後見制度を利用するには、住んでいる地域の家庭裁判所に「法定後見申立て」をします（千葉市に住んでいる人は、千葉家庭裁判所に書類を提出します）。

手続きの仕方や必要書類は、家庭裁判所、成年後見を支援するセンターで教えてもらえます。手続き費用は1万円程度ですが、証明書代や鑑定費用などが別にかかります。家庭裁判所で面談（千葉家庭裁判所では予約が必要）をし、申立ててから1~2ヶ月程度で審判が確定して、成年後見人が決まります。

### 千葉家庭裁判所 家事部後見係事務室

電話：043-333-5321~23（直通番号）

### 千葉市成年後見支援センター

電話：043-209-6000

## 〔主な必要書類〕

申立書、医師の診断書、本人の住民票・戸籍謄本、本人が後見登記されていないことの証明書、親族関係図、収支予定表、財産目録、障害手帳など

【裏面につづく】

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

人の話を聴くのが好きで、書類を扱ったり、文章を書いたりするのが得意な私にとって、行政書士はまさに天職だと思っています。

また、自分の知識や技能が困っている人の役に立ったときに、私は喜びとやりがいを感じます。

こんな私とちょっと話しをしてみたいという人は、どうぞ気軽にお声がけください。「困っているというほどではないけれど…」といった、相談未済の面談も歓迎です。



[表面から続きます]

法定後見で注意すること

【申立ての前に気をつけたいこと】

- 申立てをすると、裁判所の許可がなければ、取り下げ（申請をやめること）ができません。例えば、成年後見人の候補者以外の人を選任された、後見監督人がついた、成年後見信託の利用を指示されたといった理由では、取り下げできません。
- 家族や親族以外の人成年後見人になった場合、本人の財産から報酬を払うこととなります（※家族や親族も報酬を請求することはできます）。報酬額は本人の財産の状況をもとに家庭裁判所が決めるため、過大な報酬となることはありません。
- 成年後見人の候補者がいない場合は、家庭裁判所で決めてもらえます。成年後見人には法人（団体）もなることができるほか、家族と第三者といったように複数人でなることもできます。

【成年後見人になる前に知っておきたいこと】

- 成年後見人になると、よほどの事情がないと成年後見人をやめることができなくなります。やめられる理由としては例えば、成年後見人自身の判断能力低下、遠方への引越しなどです。
- 成年後見人は家庭裁判所に定期的に報告書を提出します。間違ったりやり方や不正がないよう、細かくチェックされます。

障害福祉の  
行政書士 ②

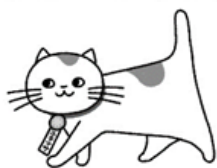
障害福祉に関する手続きの仕方は、担当の窓口で質問すれば教えてもらえますが、窓口がどこかわからない人や、制度があること自体を知らない人は、そもそも問い合わせができません。

問題を解決するための余力がない人もいます。いろいろな理由があってもしくは、なくても役所に苦手意識を持っている人もいます。

行政と市民をより効率よく的確につなぐのが行政書士の使命です。手厚い支援が必要な人こそ、行政書士を頼っていただきたいと願っています。

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 32

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年4月1日

## 新年度の始まりで失敗しないために

学校では（保育園・幼稚園も）4月に担任の先生が変わり、新しいクラスが始まります。お子さんはもちろんドキドキでしょうし、保護者も新しい先生がどんな人が気になりますね。

同じように、先生方もお子さんや保護者の様子が気になっています。先生にとっても、1年間どのようにかかわっていくか、方向性を探る時期だからです。

お子さんが安心して楽しく登校するために、先生と信頼関係を築くコツをご紹介します。よろしければ参考にしてみてください。

## 学校と保護者は対等です

学校と保護者の立場は、対等なのが原則です。対等というのは「お互いに意見を尊重して聞きあう」「意見が違ったときは、バランスよく調整する」関係性です。「いつもどちらか一方しか意見をいわない」「どちらか一方が常に我慢をする」といった立ち位置は、対等ではありません。

ですから保護者側が変に遠慮したり、聞いてくれるのを待たたりする必要はないです。反対に、我が家のやり方だけを押し通すこともできない点も重要です。

相手の気持ちや立場を理解しようとする姿勢が、信頼関係の土台になります。

【裏面に続きます】

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

No.29～31まで成年後見制度について書いてきましたが、今回は新年度にあわせた内容にしました。

法律や手続きの面からだけでなく、メンタル的なアプローチもできるのが私の強みだと思っています。

このペーパーで取り上げてほしいものがありましたら、リクエストをください。感想をいただくのも励みになります。

どうぞ気軽にご連絡くださいませ。



[表面から続きます]

先生に上手に要望を伝える方法

先生は教育のプロですが、保護者は我が子のプロです。学校からの質問用紙や、昨年度からの引継ぎ資料だけに頼らず、保護者の側から積極的に情報を発信しましょう。

とくに重要な、パニック・発作時の対応、補装具の使用法、安全にかかわる注意点などは、紙に書いて渡せば伝達ミスを防げるうえに、担任の先生以外にも情報を共有してもらいやすくなります。

落ち着いて先生と話をしたいときは、あらかじめ連絡帳などで「面談の時間をください」とお願いするか、「いつなら時間に余裕がありますか？」と都合を尋ねるといいです。突然の長話は、お互いにとって話し合いの満足度が低くなってしまいます。

保護者側の要望を聞いてもらったときは、感謝の気持ちをきちんと伝えることも大切です。

【先生との関係をよくする言葉の例】

- 「いつもお世話になっております」「いつもありがとうございます」
- 「子どものために、よろしく願いします」
- 「絶対に守ってください」ではなく「配慮いただけると助かります」「どうぞご検討ください」
- 「先生のおかげで、子どもは学校が大好きだといっています。私も安心してお任せできます」

障害福祉の  
行政書士 ③

行政の手続きは、どこかでつまずいて進まなくなってしまったときに、とても困ります。

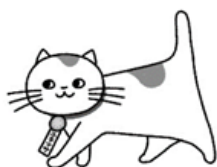
役所で教えてくれるのは、一般的な説明だけ。周囲の人に聞いても、状況や問題が違うのであまり参考にはなりません。

そうしたときにこそ、行政書士を頼っていただきたいのです。

学校の勉強に例えれば、学習のつまずきを個別指導の学習塾で乗り越えるイメージです。あなたにぴったりの問題解決方法を、ぜひいっしょに探しましょう。

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>





障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 33

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年5月1日

## お子さんとの会話を楽しくする工夫

会話には、情報を伝えるという機能のほかに、気持ちを共有するという効果があります。お子さんの伝えたい気持ちをしっかり聴き、お互いに楽しく会話するちょっとした工夫をご紹介します。

## インタビューごっこ

話したい気持ちがあふれて話がうまくまとめられない、もしくは、何から話せばいいのかわからないといったお子さんにおすすめの方法です。

マイクに見立てた小道具を用意するか、マイクをにぎっているように手を軽くにぎって、お子さんにインタビューしていきます。「いつ・どこで・どんなことがあったか」を順番に聴くことで情報が整理され、さらに「どんな気持ちだったか」「どんなところをがんばったのか」と聴き進めれば、お子さんがほめてほしいポイントがわかります。

## バトンタッチ会話

ひとりで一方的に話をしてしまうお子さんにおすすめするのは、バトンに見立てたものを何か用意して、それを持っている人が話をするというルール決めです。言いたいことが終わったらバトンを相手に渡し、相手がバトンを持っているときは話をいっしょうけんめいに聴くよう約束します。会話は交互にするものだということが身につきます。

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

このペーパーを読んでくださった方から、たくさんの感想をいただきました。

「文章がわかりやすい」「本当に知りたいことが書いてあった」など、とても嬉しく、発行を続ける勇気とやる気をいただきます。

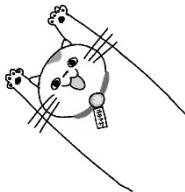
このペーパーでは、「大切なポイントだけをサラッと読める」ように工夫しています。もっと詳しく知りたい、個別に相談したいという方は、どうぞ気軽にご連絡くださいませ。



\* 無料親子セミナーのご案内 \*

## 笑顔ママのレッスン

ほめ上手になりましょう!



子どもをいっぱいほめたいのに、なぜかいつも「ガミガミお小言ばかり」のお母さん、ほめるコツとお子さんが伸びるほめ方をレッスンしましょう。

お母さんがほめ上手になるためのセミナーをしている間、希望するお子さんには「スイーツデコ カードスタンド」作りを体験してもらいます（材料費有料）。セミナー中に、お子さんの作品をほめるというワークも行います。

日時：平成 30 年 5 月 13 日（日）

午前の部 10 時～11 時

午後の部 13 時～14 時

※受付は各開始時間 20 分前から

午前と午後は  
同じ内容です。

場所：株式会社オンフェイス 会議室

市原市若宮 2-1-1 / 0436-41-7368

参加人数：お申し込み順に各回 10 名様、

お子さんは 5 名様まで

参加費：セミナーは無料、

希望者のスイーツデコ材料費 300 円

講師：佐々木あづさ

補足：駐車場あり、室内車いす利用可です。

申し込み方法、詳細などは、当事務所にご連絡ください。会場地図のあるちらしをお渡しいたします。

## ひとり親家庭の 電話相談のご案内

障害のあるお子さんを育てている家庭と、ひとり親家庭の支援は、別の枠になってしまうことが多いのですが…。

実際は、様々な事情からひとり親で障害のあるお子さんを育てている人は多くいます。

ひとり親の子育てなどで悩んでいる人がいたら、ぜひ下記の**無料電話相談**を教えてください。

ひとり親のための

ほっとライン

**043-308-3131**

第 1～4 水曜 16～21 時

千葉県母子寡婦福祉会

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 34

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年6月1日

## 「千葉市成年後見支援センター」のご案内

「千葉市成年後見支援センター」は、千葉市からの委託を受けて成年後見制度の利用に関する相談や、成年後見制度の普及・啓発活動などを行う、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会が運営するセンターです。

一般相談と専門相談はどちらも**無料**で、一般相談は電話や来所での相談に職員が対応し、専門相談は事前予約のうえ弁護士が来所での相談に応じます。市民向けの講習会や市民後見人の育成講座、家庭裁判所の審判に基づく法人後見の受任も行っています。

また、外出が困難だったり頼れる親族がいなかったりして、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理が難しい方を対象に「**日常生活自立支援事業**」という支援も行っています。一定の判断能力がある方は成年後見制度（法定後見）の利用対象とはならないため、身体障害や軽度の知的障害を保持して生活の助けが必要といった場合はこちらの支援がおすすめです。

本人や家庭の事情をくんで親切に細やかに対応してもらえますので、お気軽にお問い合わせください。

### 【千葉市成年後見支援センター】

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2  
千葉市ハーモニープラザ3階（施設駐車場あり）  
9時～17時30分／土日・祝日・年末年始を除く  
電話：**043-209-6000**/FAX:043-209-6021  
Eメール：seinenkoken@chiba-shakyo.jp  
ホームページ：<http://www.chiba-shakyo.jp/sc/>

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

重度障害を持つ子どもがいる私にとっても、成年後見制度は他人事ではありません。

まずは体験したうえで勉強をさせてもらおうと、現在は成年後見人や日常生活支援員としても活動しています。

支援を受ける側と提供する側の両方の視点を持つことで見えてきたことがあったため、セミナーでお伝えすることにしました（詳細は裏面です）。よろしければご参加ください。個別相談もお受けいたします。



障害のあるお子さんがいる お母さん向け

\* ランチ交流会付きセミナー \*

知りましょう 話しましょう 成年後見制度

障害のある人と高齢者では、成年後見制度の活用で気をつけたいポイントが違います。

障害児の母で、複数の方の成年後見人を務める私が、後見業務を経験する中で気付いたことを基礎からお話しします。

心配なことも、みんなで気軽に話してスッキリしましょう。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

日時：平成 30 年 7 月 6 日（金）

セミナー 午前 10 時 30 分～11 時 30 分

ランチ交流会 午前 11 時 30 分～

1 時間程度

場所：Community Cafe b（ぷらっと）

千葉市緑区おゆみ野6-27-4B

電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側

ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：お申し込み順に 40 名 若干名様（予約制）

参加費：ランチ代 1,500 円

講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所

申込方法：電話でご連絡のうえ、お名前・連絡先をお知らせください。[043-312-2289]

ひとり親家庭の  
電話相談のご案内

障害のあるお子さんを育てている家庭と、ひとり親家庭の支援は、別の枠になってしまうことが多いのですが…。

実際は、様々な事情からひとり親で障害のあるお子さんを育てている人は多くいます。

ひとり親の子育てなどで悩んでいる人がいたら、ぜひ下記の**無料電話相談**を教えてください。

ひとり親のための

ほっとライン

**043-308-3131**

第1～4水曜 16～21 時

千葉市母子寡婦福祉会

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : [azusa.g@zc.wakwak.com](mailto:azusa.g@zc.wakwak.com)  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 35

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年7月1日

# ねこの手 どうぞ

## 【ご案内】

No.29~31 で、成年後見制度についてご紹介しました。以前のペーパーがほしい方、今後も継続してお読みにになりたい方はご連絡ください。

## 「法定後見」と「任意後見制度」の違い

No.30 で、成年後見制度にはふたつあることを書きました。いま判断能力のない人が家庭裁判所に申立てて利用する「法定後見」と、いまは判断能力のある人が将来に備えて契約をする「任意後見制度」です。

ふたつを比べると、法定後見の方がずっと利用者が多く、任意後見は利用者が少なくい上に内容もあまり知られていません。けれど任意後見は、法定後見よりも自由に決められる部分が大きく、本人の意思がより反映されやすいといわれています。

## 任意後見の利用の流れ

- ① 後見人になってもらう人と約束ごとを決め、公証役場で「任意後見契約」の公正証書を作ります。
- ② 判断能力が低下したら、「任意後見監督人」を家庭裁判所で選任してもらいます（※任意後見監督人が決まったら、任意後見がスタートします）。

【裏面につづく】

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

障害を持つお子さんがいる保護者向けの「成年後見セミナー」は、おかげさまでよい評価をいただいています。

参加してくださった方々の熱心な様子を拝見したり、「うちの団体でもやってほしい」と複数のお声かけをいただいたりと、関心の高さを強く感じました。

「知ること」で不安を減らし、問題解決の選択肢を増やすお手伝いがしたいと思っています。気になることがあれば、どうぞご連絡ください。



[表面から続きます]

任意後見のメリット

- 自分が信頼する人に、後見人になってもらうことができます（※法定後見では家庭裁判所が後見人を選任するため、本人・家族の希望が通るとは限りません）。
- 後見人としてどのような活動をしてほしいか、その報酬額はいくらかを決めておくことができます（※法定後見では本人の財産額と後見人の活動内容に応じて、家庭裁判所が報酬額を決めます）。
- 判断能力が低下する前の生活を支援するために、「見守り契約」や「財産管理委任契約」を追加することができます。亡くなった後の葬儀・埋葬、相続の手続きもあわせて頼むことができます。

⇒障害を持つお子さんがいる保護者の方には、とくに任意後見をおすすめしています。法定後見を利用すると、活動内容や財産から支出できる項目が限定されてしまい、お子さんの生活がこれまで通りにはいかなくなってしまうからです。

任意後見で注意すること

- 任意後見監督人は家庭裁判所が選任し、報酬額も家庭裁判所が決めます。
- 法定後見の後見人は判断能力のない本人がしてしまった不利な契約を取消することができますが、任意後見人は取消することができません。

セミナー講師の  
ご依頼について

障害福祉やメンタルヘルスに関係するテーマを、笑顔でわかりやすくお話しします。

【ご依頼の多いテーマ】

- 障害福祉制度の利用の仕方、情報の集め方
- 成年後見制度（法定後見・任意後見）、親なきあと問題
- ストレスケア、不安の正体の見つけ方
- 相続、遺言、終活

資料（レジュメ）・ワークシートは当方で用意します。気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 36

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2018年8月1日

# ねこの手 どうぞ

## 【ご案内】

No.29~31、35 で成年後見制度についてご紹介しました。以前のペーパーがほしい方、今後も継続してお読みにになりたい方はご連絡ください。

## 成年後見制度の利用を始める時期

成年後見制度は、必要に応じて利用する制度です。障害によって判断能力がないお子さんでも、20歳になったとたんに利用しなければいけないという制度ではありません。

むしろ、障害を持つ人が成年後見制度を利用する場合、高齢者と比べて利用期間が長くなるため、あせって始めることはおすすめできません。

現在の制度ではいったん利用を始めたら、一生涯利用し続けることとなります。プラス面とマイナス面を慎重に比較して、制度を使ったほうが本人や家族のためになるという見通しがたってから利用しましょう。

## 任意後見制度をあきらめないで

日常的な会話や、日用品程度の買い物ができるお子さんなら、**任意後見制度**が利用できる場合があります。任意後見制度には、後見人を指定できるという大きなメリットがありますから、**法定後見**を申立てる前に検討してみてください。

【裏面につづく】

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

月刊で発行しているこのペーパーも、創刊から3年がたちました。3年間はがんばりたいと思っていたので、最初の目標は達成です。

すべては、応援してくださる皆様のおかげです。どうもありがとうございます。

どうしたらいいかわからず困っている方々に、ほんの少しでも「ねこの手」としてお役に立てるよう、これからも発行を続けます。どうぞよろしくお願いいたします。



[表面から続きます]

法定後見を申立てる前にやっておきたいこと

法定後見では、家庭裁判所が大きな権限を持っています。誰を後見人にするか、後見人の報酬額をいくらにするか、本人の財産の使い方など。実際に決まってからでは家族の意見はなかなか通りませんから、申立ての前に念入りな準備が必要です。

例えば、できるだけ家族が後見人になりたい、家族以外の後見人のときは報酬額をなるべく減らしたいといったときは、本人の財産額を極力少なくして申立てるという工夫があります。申立てのときに提出する銀行の通帳のコピーは1年分なので、1年以上前から下準備をしておきたいところです。

将来的に法定後見を利用する可能性が高いお子さんの場合、お子さんが未成年で親が未成年後見人のうちに、お子さんの定期預金を解約しておくなどの工夫も可能でしょう。

【個別相談のご案内】

ご家庭の事情によって、アドバイスの内容は変わってきます。「我が家はどうしたらいいのか」というような具体的な質問は個別に応じますので、どうぞ気軽にお問い合わせください。

当事務所には無料の相談枠があります。交通費などがかかるときには事前にお知らせします（後から突然ご請求することはありません）。

セミナー講師の  
ご依頼について

障害福祉やメンタルヘルスに関係するテーマを、笑顔でわかりやすくお話しします。

【ご依頼の多いテーマ】

- 障害福祉制度の利用の仕方、情報の集め方
- 成年後見制度（法定後見・任意後見）、親なきあと問題
- ストレスケア、不安の正体の見つけ方
- 相続、遺言、終活

資料（レジュメ）・ワークシートは当方で用意します。気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

\*\*\*\*\*

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>

